

☆ホームページアドレス
<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>
 ☆Eメールアドレス
hisho@city.shirakawa.fukushima.jp

本庁舎 八幡小路7-1 ☎② 1111
 表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎③ 2111
 大信庁舎 大信増見字北田58 ☎④ 2111
 東庁舎 東釜子字殿田表50 ☎⑤ 2111

白河

広報

6

2011.6.15 No.67

校庭・園庭の表土除去／市税減免のお知らせ

◁表土を除去することになった校庭



保育園、幼稚園、小・中学校の校庭および園庭の表土除去

市では、市内の保育園、幼稚園、小・中学校の校庭および園庭の表土の除去を早急に実施することにしました。工法については検討し、放射線量の高い施設から工事を実施していく予定です。
 なお、詳細については、決まり次第、広報白河や市ホームページでお知らせします。

☎本庁舎教育総務課 ☎② 1111 内 2354

東日本大震災に伴う市税の減免

市では、東日本大震災による被害に対して、個人市県民税および固定資産税の減免を被害の程度に応じて行います。

次に該当する場合は、減免が受けられますので、平成24年3月31日までに減免申請書を本庁舎課税課まで提出してください。なお、減免の手続きなど詳細については、別に配付する「東日本大震災に伴う市税の減免のお知らせ」をご覧ください。

■税金の種類と減免の対象

| 税金の種類 | 減免の対象となる方 | 減免の手続きなど |
|-------|---|--|
| 市県民税 | ①震災により居住する住宅（店舗・倉庫等を除く）に被害を受け、市の建物被害認定調査で 半壊以上の判定 を受けた方 ※前年の合計所得金額が1,000万円以下の方が対象で損害の程度に応じて減免を受けることができます。 ②震災でお亡くなりになられた方、生活保護または障がい者となられた方 | 別に配付する「東日本大震災に伴う市税の減免のお知らせ」のチラシをご覧ください |
| 固定資産税 | 震災により所有する固定資産に被害を受けた方 ※損害の程度に応じて減免を受けることができます。 ① 家屋について 家屋が 半壊以上 の被害を受けたとき ② 土地について 被害面積が当該土地の面積の20%以上のとき ③ 償却資産について 償却資産の価値が20%以上減少したとき | |

- この度の震災により、個人市県民税および固定資産税の納期限を延長しています。
- ・個人の市県民税 第1期の納期限を「6月30日」から「8月1日」に変更しています。
 - ・固定資産税 第1期の納期限を「5月2日」から「6月30日」に変更しています。

■市税の減免に関する問い合わせ先

本庁舎課税課 ☎② 1111 市民税係 内2127・2128・2129 資産税係 内2130・2131・2132